

# 特定非営利活動法人(NPO法人)とは

NPOとは、"Non-Profit Organization"、日本語に訳すと「非営利組織」や「非営利団体」といった意味です。「ボランティア団体」と呼ばれることもあります。NPO法人とは、「政府により法人格を認められた民間の非営利団体」ということです。

法人格をとることによって、「契約の主体になれる(銀行口座を法人名で開設可など)」、「助成金などを取りやすくなる」などのメリットが生まれます。逆に情報公開(事業報告書、財産目録、収支計算書などの公開)や税務申告の義務が生まれます。そして何よりNPO法人となれば「社会的に正式に認知された団体」として社会的な信用が得られます。

なお、「非営利」というと「無償」と勘違いされる方もいらっしゃいますが、NPO法人は給料を払って職員を雇用することもできますし、スタッフの活動に対して人件費を払うこともできます。収益活動(ビジネス)も行えます。「非営利」とは、利益をあげてはいけないという意味ではなく、「余剰利益があがっても、構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用にあてる」ということを示しています。

## NPO法人の活動資金

収入部	(1) 会費
	(2) 寄付金・協賛金
	(3) 助成金
	(4) 委託事業
	(5) その他の資金調達活動
	(6) 収益事業(ビジネス)
支出部	固定費(賃貸料・事務費・通信費・交通費・光熱費)など・公益事業(活動費)・人件費など

差引 利益の分配は出来ない 0円



## NPO法人の活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子供の健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動

## 私たちは、ユニバーサル社会を目指す事業

### 収益事業

- 1) バリアフリー住宅アドバイザー
- 2) 福祉器具開発アドバイザー
- 3) 車いす体験ユニット販売事業

賛助金・寄付・会費



### 非営利事業

- 1) 福祉情報誌「きっかけ新聞」発行事業
- 2) 福祉車両送迎事業
- 3) イベント事業
- 4) 委託・助成事業
- 5) 福祉器具開発事業
- 6) 車いす体験ユニット貸出し事業



特定非営利活動法人(NPO法人)

## きっかけづくりの会

〒731 0141

広島県広島市安佐南区相田5丁目24-12-5

Tel 082 872-4433 Fax 082 872-4415

メール kikkake@axel.ocn.ne.jp